

第9編 道路災害対策編

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

なお、道路災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 道路の安全確保

1 道路交通の安全のための情報の充実

- (1) 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図ります。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路使用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。 [県土整備局]
- (2) 県警察は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図ります。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。 [警察本部]

2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めます。 [県土整備局]
- (2) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図ります。 [県土整備局]
- (3) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めます。 [県土整備局]

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県は、国土交通省や道路管理者との情報収集・連絡体制の整備を図ります。
[くらし安全防災局、県土整備局]
- (2) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。
[政策局、くらし安全防災局]
- (3) 県、市町村及び防災関係機関は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。
[関係局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

市町村は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めます。

(3) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。
[健康医療局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。
[健康医療局]

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

ア 道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに国土交通省に連絡します。

イ 県は、国土交通省から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡します。

ウ 国土交通省は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣官房）、関係省庁（内閣府、消防庁、警察庁、防衛省等）、関係都道府県及び関係指定公共機関に行います。

(2) 道路災害発生による被害情報の収集・連絡

ア 道路管理者は、被災状況を国土交通省に連絡します。

イ 市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

ウ 県警察は、道路災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。

エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。

オ 県は、市町村等からの情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡します。

イ 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。

エ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき、災害対策本部を県庁第二分庁舎 6 階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第 4 航空群司令

(エ) 国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに県現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地災害対策本部が設置されたときには、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に関地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

(1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市町村は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 に基づき、市町村災害対策本部を設置します。

(3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 道路管理者の活動体制

- (1) 道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 道路管理者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部等必要な体制をとります。

5 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し、被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、鉄道事故の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

- (1) 道路管理者は、県警察及び市町村と連携し、迅速・的確な救助・救急の初期活動を行います。
- (2) 市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- (3) 県警察は、道路災害が通行量の多い道路において発生した場合、その他被害が拡大するおそれのある場合においては、立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を迅速に実施します。

2 消火活動

- (1) 道路管理者は、県警察及び市町村と連携し、迅速・的確な初期消火活動を行います。
- (2) 市町村は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (3) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- (4) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 2 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、通行規制、県警察・交通機関への連絡その他必要な措置を講じます。
- 3 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保します。

第5節 危険物等の流出に対する応急対策

- 1 道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、避難誘導活動を行います。また、流出した危険物の特定後は直ちに防除活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めます。
- 2 消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行います。
- 3 県警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに、立入禁止区域を設定し、避難誘導活動を行います。

第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- 1 道路管理者は、迅速・的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めます。
- 2 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行います。
- 3 県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じます。
- 4 県警察は、災害発生後直ちに被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じます。

第7節 災害広報の実施

県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。